

## 当選倍率の優遇

点数の合計に応じて、優遇倍率表に定めるとおり倍率を優遇します。

### ＜優遇倍率表＞

点数合計	倍率
20～39	2倍
40～59	3倍
60～79	4倍
80以上	5倍

### ＜点数＞

#### 1. 福祉加算

加算項目	摘要	点数	
高齢者世帯	① 70歳以上のかたのみの世帯（単身者を含む）	20	
	② いずれか一方が70歳以上の夫婦のみの世帯		
	③ 70歳以上のかた（いずれか一方が70歳以上の夫婦を含む）と18歳未満の児童のみの世帯		
	④ 65歳以上のかたのみの世帯（単身者を含む）	10	
			⑤ いずれか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯
			⑥ 65歳以上のかた（いずれか一方が65歳以上の夫婦を含む）と18歳未満の児童のみの世帯
	⑦ 60歳以上のかたのみの世帯（単身者を含む）	5	
			⑧ いずれか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯
			⑨ 60歳以上のかた（いずれか一方が60歳以上の夫婦を含む）と18歳未満の児童のみの世帯
障害者世帯等	入居者若しくは同居し又は同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当するかた 注1）各項目に重複して該当する場合は、そのうちの最も高い評点のみ加算する。 注2）一般世帯向け住宅募集においては、車いす常用者世帯に該当する世帯は、下記各項目の加点はしない（住戸仕様が、車いす常用者の生活に適していないため）		
	身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けているかたで、 ①視覚障害者で、障害の程度が1級又は2級であるかた ②肢体不自由者で、体幹機能障害若しくは下肢機能障害の程度が3級以上であるかた 上記の①、②以外で、障害の程度が4級以上のかた	40 20	
	戦傷病者手帳の交付を受けているかたで、 障害の程度が、上記①又は②と同程度のかた 上記以外で、障害の程度が第1款症以上のかた	40 20	
	精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたで、 障害の程度が、1級のかた 障害の程度が、2級のかた	40 20	
	知的障害者	子ども家庭センター又は大阪府障害者自立相談支援センターの長により知的に障害があると判定されたかたで、 障害の程度が、重度（A）のかた 障害の程度が、中度（B1）のかた	40 20
		要介護認定者 要介護1から5までの認定を受けているかた	20

ひとり親世帯	次の各号のいずれかに該当するかたで、20歳未満の児童を扶養しているかたの世帯 1) 配偶者と死別したかたであって、現に婚姻をしていないかた 2) 離婚したかたであって、現に婚姻をしていないかた 3) 配偶者の生死が1年以上明らかでないかた 4) 配偶者から1年以上遺棄されているかた 5) 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けられないかた 6) 配偶者が精神又は身体の障害により長期に渡って労働能力を失っているため、その扶養を受けられないかた 7) 配偶者が法令により1年以上拘禁されているため、その扶養を受けられないかた 8) 婚姻によらないで親となったかたであって、現に婚姻をしていないかた 9) 配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻し、2)に準じる状況にあるかた	20
その他特に配慮を要する世帯	<b>外国人市民</b> 、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する <b>ハンセン病療養所入所者等</b> 、大阪府において医療費援助の対象となっている <b>特定疾患患者</b> 、 <b>同和問題</b> に関わって民間賃貸住宅への入居が困難なかた 等	20

## 2. 住宅困窮度加算

加算項目	摘 要	点数
家賃負担率	家賃負担率 = {家賃(月額) × 12月} ÷ 年間総収入額(※) ※障害者年金、遺族年金など、非課税となっている収入も含め全ての収入を加えて下さい。 ① 50%以上 ② 40%以上 ③ 30%以上	 15 10 5
一人あたりの居住面積	対 象： 和室、洋室、居間、食堂・台所、余裕室、板間 対象外： 玄関、廊下、便所、風呂、洗面所、押入れ ① 一人あたり3畳未満 ② 一人あたり3畳以上～約4.5畳未満 ③ 一人あたり4.5畳以上～6畳未満	 30 20 10